

資料編

明石市子どもの読書活動推進計画体系

明石市教育振興基本計画			明石市第2次子どもの読書活動推進計画		
地域、学校園・保育所及び家庭の連携と協力	家庭での教育力の向上	家庭や地域での子育て力・教育力の向上	1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	(1)家庭における子どもの読書活動の推進	①「母親学級」における読書推進の啓発 ②読書記録欄を設けた母子健康手帳の配布 ③乳幼児向けブックリスト(推薦図書リスト)の配布 ④読み聞かせと読書活動の啓発と推進
	子育て家庭を支援する取組の推進			(2)地域における子どもの読書活動の推進	①みなくる(子ども図書館)における子どもの読書活動の推進 ②こども夢文庫における子どもの読書活動の推進 ③子育て支援センターにおける読書活動の推進 ④読書意欲を高めるイベント等の開催 ⑤地域の読書活動ボランティアの育成と活用支援 ⑥地域の読書活動団体の交流等
学校園・保育所での教育の充実	幼保の連携強化と就学前教育の充実	子どもの読書活動の推進	2 学校園等における子どもの読書活動の推進	(1)保育所・幼稚園における子どもの読書活動の推進	①絵本の読み聞かせや絵本にふれる機会の充実 ②保護者への啓発 ③図書スペースの確保と図書の充実 ④ボランティアとの連携 ⑤保育士・教職員の資質向上
	生きる力を育む学校教育の充実	「ことばの力」の育成 子どもの読書活動の推進			(2)小・中・養護学校及び高等学校における子どもの読書活動の推進
時代の要請に応じた教育の推進	コミュニケーション能力の系統的・継続的な育成	子どもの読書活動の推進			

明石市教育振興基本計画			明石市第2次子どもの読書活動推進計画		
時代の要請に応じた教育の推進	コミュニケーション能力の系統的・継続的な育成	子どもの読書活動の推進		(2)小・中・養護学校及び高等学校における子どもの読書活動の推進	⑦学校図書室の地域への開放 ⑧指導者の意識改革と資質向上 ⑨学校間の連携による読書活動の充実 ⑩読書活動ボランティアによる読書活動の支援 ⑪司書教諭等による学校図書室機能の充実
生涯学習社会づくりの推進	生涯学習環境の整備と成果の活用	生涯学習基盤の整備・充実	3 公立図書館における子どもの読書活動の推進	(1)読書活動のための環境づくり	①子ども図書コーナーの充実 ②読書活動イベント等の充実
				(2)家庭・地域・学校との連携とネットワークづくり	①図書館子どもホームページの開設 ②学校園との連携 ③図書館利用案内の配布 ④団体貸出サービスの充実 ⑤図書館ボランティアの育成推進 ⑥アウトリーチサービスの推進 ⑦担当職員のレベルアップ研修の充実 ⑧図書予約サービスの充実
			1 家庭・地域における子どもの読書活動の推進	(2)地域における子どもの読書活動の推進	①みなくる（子ども図書館）における子どもの読書活動の推進
			4 子どもの読書活動の啓発・広報の推進	(1)図書館だよりやインターネットの活用	①子ども向けの情報紙等の利用 ②インターネット等を利用した啓発
				(2)事業を中心にした啓発	①「子ども読書の日」、「文字・活字文化の日」を中心にした啓発広報の推進 ②コンクール等の開催

「ほん だいすき！プラン」の取組

<事業の目的>

子どもが自ら読書に親しみ、読書習慣を身につけることを目指し、ことばを学び、表現力を高め、感性や創造力を育み、内面の世界を豊かにする子どもの読書活動を一層推進することを目的に、平成21年度から平成23年度までの3か年の重点プログラムとして取組を進めている。

<事業の概要（H21・H22年度）>

1 学校園における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 学校図書室の図書の充実

小・中・明石養護学校において、文部科学省の「学校図書館図書標準」に示された蔵書冊数（約488,000冊、平成20年度末蔵書数約344,000冊）を達成するとともに、幼稚園・明石商業高等学校においても蔵書の充実を図る。（平成21年度末：小学校81%、中学校84%、養護学校72%、平成22年度末：小学校91%、中学校94%、養護学校85%、平成23年度末：小学校100%、中学校100%、養護学校100%）

(2) 学校図書室の環境整備の推進

エアコンや書架の整備を行うなど、学校図書室における児童生徒の読書環境の向上を図る。（平成21年度：山手小学校図書室移設、中学校、明商への図書管理システム導入、養護学校の図書管理システム更新等 平成22年度以降：小学校、明商へのエアコンの順次導入、小・中・養護学校図書室への書架の整備）

(3) 学校図書室の利用の活性化

司書職員を配置し、朝の読書をはじめ、図書を活用した教育活動の充実や、図書ボランティアなどと連携した学校図書室の活用など、子どもの読書活動の一層の推進を図る。

2 保育所等における子どもの読書活動の推進のための取組

幼少期から本に親しむ環境を整備するため、市立・私立の保育所、通園療育センター「ゆりかご園」において、蔵書の充実を図る。

3 地域における子どもの読書活動の推進のための取組

(1) 「こども夢文庫」及び「子育て支援センター」の図書等の充実

地域での読書活動を一層支援するため、「こども夢文庫」や「子育て支援センター」の図書等の整備・充実を図る。

また、「こども夢文庫」の2か所新設を目指す。

(2) 読書意欲を高めるイベント等の開催

① みなくる（子ども図書館）における記念イベントの開催

子どもの読書活動の啓発と子ども図書館の利用の促進を図るため、みなくる（子ども図書館）における「子ども読書の日」（4月23日）や「開館記念日」（11月1日）にちなんだ記念イベントを開催する。

② 市立図書館・西部図書館における啓発事業の開催

市立図書館・西部図書館において、啓発事業を継続的に展開する。

③ 文化博物館と連携した啓発事業の開催

絵本原画展の中で絵本づくりワークショップ、絵本の読み聞かせなど、様々な関連イベントの実施により、子どもの読書活動の啓発を図る。

④ 読書意欲を高めるための交流会の開催

「音読・朗読発表会」、「ブックアドベンチャー」など、読書意欲を高めるための交流会を開催する。

施設名	みなくる (明石市子ども図書館)	子育て支援センター					ふれあいプラザあかし西
		あかし子育て支援センター (絵本コーナー)	子育て支援センター おおくぼ(プレイルーム)	子育て支援センターうおずみ ふる一つばすけっとひろば	子育て支援センター にしあかし	子育て支援センター あかし西	子ども図書コーナー
対象者	幼児・小学生とその保護者	0歳から就学前までの児童とその保護者	0～3歳までの児童とその保護者	0～3歳までの児童とその保護者	0～3歳までの児童とその保護者	0歳から就学前までの子どもとその保護者	小学生以下の子どもとその保護者
所在地	明石市生涯学習センター8階 (アスパア明石北館) 東仲ノ町6-1 ☎918-5623 	明石市生涯学習センター7階 (アスパア明石北館) 東仲ノ町6-1 ☎918-5597 	明石市立産業交流センター3階 大久保町ゆりのき通 1丁目4-7 *連絡はあかし子育て支援センター(☎918-5597)へ 	魚住町住吉1丁目1-16 ☎080-4398-4800 	小久保6丁目9-18 ☎924-5139 	ふれあいプラザあかし西1階 二見町東二見1836-1 ☎945-0296 	ふれあいプラザあかし西1階 二見町東二見1836-1 ☎945-0296 
開館時間	10:00～17:00	9:00～17:00	9:00～16:00	月・火・水・金・土曜日 10:00～15:00	火・木・金曜日 12:30～17:30	9:00～17:00	9:00～17:00
休館日	月曜日(その日が祝日の場合開館し、翌日休館)、年末年始	月曜日(その日が祝日の場合開館し、翌日休館)、年末年始	月曜日、年末年始	木・日曜日、祝日、年末年始	月・水・土・日曜日、祝日、年末年始	第4日曜日、年末年始	第4日曜日、年末年始
貸出	ひとり4冊、2週間まで	ひとり2冊、2週間まで 貸出時間は開館日の 10:00～16:00	ひとり1冊、2週間まで 貸出時間は開館日の 9:30～15:30	なし	なし	なし	なし
施設の概要	図書を通して子どもと保護者が一緒に過ごせる居場所や保護者の情報交換・交流の場であり、子どもが読書を楽しむ場所です。「おはなしの会」や「えほんの会」なども行います。約22,000冊の図書があります。	乳幼児向け絵本・保護者向け図書約1,100冊やおもちゃがあります。読み聞かせやふれあい遊びも行います。	乳幼児向け絵本・保護者向け図書約700冊やおもちゃがあります。読み聞かせやふれあい遊びも行います。	親子が絵本をみたり、おもちゃで自由に遊び、子ども同士、親同士が交流や情報交換できる場所です。乳幼児向け絵本・保護者向け図書が約600冊あり、読み聞かせやふれあい遊びも行います。	親子が絵本をみたり、おもちゃで自由に遊び、子ども同士、親同士が交流や情報交換できる場所です。乳幼児向け絵本・保護者向け図書が約300冊あり、読み聞かせやふれあい遊びも行います。	親子が絵本やおもちゃで遊んだり、親同士、子ども同士の交流や情報交換ができる場です。乳幼児向け絵本や保護者向け図書が約1,100冊あり、読み聞かせやふれあい遊び、ブックスタートも行います。	子どもたちが気軽に訪れ、本に親しみながら自由に過ごせるスペースで、小学生向けの図書が約2,000冊あります。定期的にとなたでも参加できるおはなし会を開催し、絵本の読み聞かせやパネルシアターなどを行っています。
所管課	地域連携課 ☎918-5057	子育て支援課 ☎918-5597	子育て支援課 ☎918-5597	子育て支援課 ☎918-5597	子育て支援課 ☎918-5597	福祉総務課 ☎918-5025	福祉総務課 ☎918-5025

施設名	こども夢文庫						明石市立図書館		
	こども夢文庫・西二見	こども夢文庫・西明石	こども夢文庫・貴崎	二見北こども夢文庫	こども夢文庫・えいがしま	こども夢文庫・あさぎり *平成23年2月23日オープン	市立図書館 児童室	移動図書館 ひまわり号	西部図書館 児童コーナー
対象者	地域に住む子どもとその保護者、および地域住民	地域に住む子どもとその保護者、および地域住民	地域に住む子どもとその保護者、および地域住民	地域に住む子どもとその保護者、および地域住民	地域に住む子どもとその保護者、および地域住民	地域に住む子どもとその保護者、および地域住民	幼児・小学生・中学生	幼児・小学生・中学生	幼児・小学生・中学生
所在地	二見町西二見 1191-4 (西二見公民館内) 	西明石南町 1丁目 3 (花園校区集会所内) 	貴崎 4丁目 8-10 ☎923-6989(電話は貴崎小コミセン、月曜・祝日休館) 	二見町福里 274(二見北小学校区コミュニティ・センター内) ☎943-6667(電話は二見北小コミセン、月曜・祝日休館) 	大久保町西島 252(江井島小学校区コミュニティ・センター内) ☎946-0149(電話は江井島小コミセン、月曜・祝日休館) 	大蔵谷字奥 837-2(朝霧小学校区コミュニティ・センター内) ☎911-4439(電話は朝霧小コミセン、月曜・祝日休館) 	明石公園 1-27 ☎918-5800 	市内 35ステーション *連絡は市立図書館(☎918-5800)へ 	魚住町中尾 702-3 ☎918-5675 
開館時間	火・金曜日 10:00~12:00,14:30~16:30 第1土曜日 13:00~16:00	火曜日 (お盆・年末年始・祝日休) 10:00~11:30,14:00~16:00	月・水・金曜日(祝日休) 10:00~16:00	水曜日(年末年始・祝日休) 10:00~12:00,14:00~16:00 第1土曜日 10:00~12:00	水曜日 (お盆・年末年始・祝日休) 9:00~11:00,14:00~16:00	水曜日 9:30~11:30,14:00~16:00	9:30~19:00	ステーションによって異なります。詳しくは図書館ホームページをご覧ください	9:30~19:00
休館日	上記をご覧ください	上記をご覧ください	上記をご覧ください	上記をご覧ください	上記をご覧ください	上記をご覧ください	月曜日、第3火曜日、長期整理日、年末年始	月曜日、第3火曜日、長期整理日、年末年始	月曜日、第3火曜日、長期整理日、年末年始
貸出	なし	なし	ひとり3冊、2週間まで	ひとり2冊、2週間まで	なし	なし	ひとり10冊、2週間まで	ひとり15冊、次の巡回日まで	ひとり10冊、2週間まで
施設の概要	こども基金を活用した、子どもや親子の居場所で、約1,600冊の絵本や児童書、おもちゃがあります。地域の方との交流や読み聞かせを行うなど、子育て支援の充実を図ります。	こども基金を活用した、子どもや親子の居場所で、約1,300冊の絵本や児童書、おもちゃがあります。地域の方との交流や読み聞かせを行うなど、子育て支援の充実を図ります。	こども基金を活用した、子どもや親子の居場所で、約2,300冊の絵本や児童書、おもちゃがあります。地域の方との交流や読み聞かせを行うなど、子育て支援の充実を図ります。	こども基金を活用した、子どもや親子の居場所で、約1,000冊の絵本や児童書、おもちゃがあります。地域の方との交流や読み聞かせを行うなど、子育て支援の充実を図ります。	こども基金を活用した、子どもや親子の居場所で、約1,000冊の絵本や児童書、おもちゃがあります。地域の方との交流や読み聞かせを行うなど、子育て支援の充実を図ります。	こども基金を活用した、子どもや親子の居場所で、約700冊の絵本や児童書、おもちゃがあります。地域の方との交流や読み聞かせを行うなど、子育て支援の充実を図ります。	幼児から中学生向けの図書約54,000冊があり、子どもの年齢に応じた「おはなし会」や「どよのえほんの会」なども行います。	約2,000冊の図書(うち児童書は約1,000冊)を積んだ「ひまわり号」が市内35ステーションを月1回巡回しています。	幼児から中学生向けの図書約40,000冊があり、子どもの年齢に応じた「おはなし会」や「どよのえほんの会」なども行います。
所管課	子育て支援課 ☎918-5097	子育て支援課 ☎918-5097	子育て支援課 ☎918-5097	子育て支援課 ☎918-5097	子育て支援課 ☎918-5097	子育て支援課 ☎918-5097	市立図書館 ☎918-5800	市立図書館 ☎918-5800	西部図書館 ☎918-5675

*ブックスタート事業における絵本リスト「あかちゃんといっしょに」をはじめ、年齢に応じたおすすめ本リストを作成・配布しています。

明石市子どもの読書活動推進計画見直し検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年法律第154号）第9条第2項の規定に基づき、本市の子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため策定した明石市子どもの読書活動推進計画（平成18年8月24日策定）の見直しについて検討するため、明石市子どもの読書活動推進計画見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、明石市子どもの読書活動推進計画の見直しについて検討を行い、見直し計画（案）を作成し、教育長に報告する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育所及び学校関係者
- (3) 保護者代表
- (4) 子どもの読書活動関係者
- (5) 公募による市民
- (6) 行政関係者

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に規定する事務が終了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1名を置き、第3条第2項第1号の委員から教育長が委嘱する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その会議の議長となる。

(意見等の聴取)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、教育委員会事務局地域連携課が行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、制定の日から施行し、第2条に規定する事務が終了したときにその効力を失う。

(招集の特例)

2 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

明石市子どもの読書活動推進計画見直し検討委員会委員名簿

区 分	氏 名	役職等
委員長	廣岡 徹	兵庫教育大学院学校教育研究科教授
副委員長	寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学大学院教授
委員	塩月 弘美	市立二見保育所長
〃	高橋 里子	市立錦浦幼稚園長
〃	木村 典泰	市立山手小学校長
〃	松原 和昭	市立魚住東中学校長
〃	井上 真紀	明石市連合PTA役員
〃	山崎 恵子	読み聞かせ「はとの会」代表
〃	菊川 ユリ	うさぎ文庫代表
〃	田中 恵	公募市民
〃	水田 美穂	公募市民
〃	中村 耕治	市立図書館長
〃	前田 豊	福祉部こども室長兼保育課長
〃	丹谷 雅之	教育委員会事務局学校教育課長

明石市子どもの読書活動推進計画見直し検討委員会検討経過

日 程	実施事項	内 容
平成 22 年 8 月 6 日	第 1 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・会議の運営について ・明石市子どもの読書活動推進計画の見直しについて ・明石市における読書活動の現状について
平成 22 年 10 月 25 日	第 2 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「明石市子どもの読書活動推進計画」見直し計画素案の検討
平成 22 年 11 月 16 日	第 3 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「明石市子どもの読書活動推進計画」見直し計画素案の検討
平成 22 年 12 月 15 日 ～23 年 1 月 14 日	パブリックコメントの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・見直し計画素案を公表
平成 23 年 1 月 27 日	第 4 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・「明石市子どもの読書活動推進計画」見直し計画（案）の検討

子どもの読書活動の推進に関する法律 平成13年12月12日 法律第154号

(目的)

第1条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条 子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第3条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第4条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第6条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第7条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第8条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを

国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第9条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

第10条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

2 子ども読書の日は、4月23日とする。

3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第11条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

衆議院文部科学委員会における附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の事項について配慮すべきである。

- 1 本法は、子どもの自主的な読書活動が推進されるよう必要な施策を講じて環境を整備していくものであり、行政が不当に干渉することのないようにすること。
- 2 民意を反映し、子ども読書活動推進基本計画を速やかに策定し、子どもの読書活動の推進に関する施策の確立とその具体化に努めること。
- 3 子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、本と親しみ、本を楽しむことができる環境づくりのため、学校図書館、公共図書館等の整備充実に努めること。
- 4 学校図書館、公共図書館等が図書を購入するに当たっては、その自主性を尊重すること。
- 5 子どもの健やかな成長に資する書籍等については、事業者がそれぞれの自主的判断に基づき提供に努めるようにすること。
- 6 国及び地方公共団体が実施する子ども読書の日趣旨にふさわしい事業への子どもの参加については、その自主性を尊重すること。

明石市第2次子どもの読書活動推進計画

平成23年(2011年)3月

発行 明石市教育委員会